

事業事前評価表

国際協力機構人間開発部保健第二グループ

1. 案件名（国名）

国名： バングラデシュ人民共和国

案件名：（和名）バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト

（英名）The Project for Strengthening the Inspection, Regulatory and Coordinating Function of the Bangladesh Food Safety Authority

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における食品安全分野の開発の現状・課題及び本事業の位置づけ
バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）では、国内の食品汚染に関するモニタリングシステムが不十分であり、健康被害の状況が正確に把握できていない。バングラデシュで市販されているコメ・野菜・魚などから、耐容一日摂取量を超えるカドミウムや鉛等の重金属の検出が報告されるなど、食品汚染による健康への影響も懸念されている（Md, I. H., Real, H. M., & Nehreen, M., 2017）。他方、都市の人口増加や全人口の3分の1を占める中間階級層の増加に伴い、生産・流通・加工・販売の各段階において品質管理が担保された製品のニーズが増大している。また、2019年にJICAが実施した「バングラデシュ国食品衛生・食品安全にかかる情報収集・確認調査」によれば、国内消費に留まらず、食品加工品が世界144か国以上に輸出されており、今後も輸出額は増加が見込まれるため、同国内の加工食品に対する食品安全への対策は国外からも一層の注目が集まると想定される。

このように食品安全の重要性が増加する状況で、バングラデシュ政府は「国家農業政策2012」において農産物の安全性確保の必要性を示し、2013年に食品安全法を制定し、2015年には食品安全庁（Bangladesh Food Safety Authority、以下、「BFSA」）を設立した。BFSAは、国内市場に流通する農産物や食品及び輸入品の安全性確保のため、当該分野の監督官庁として法制度設計や運用に関する議論を牽引するとともに、これまで保健家族福祉省、農業省、産業省等が省庁縦割りで実施してきた取り組みを調整し、検査体制の構築、検査機関同士のネットワーク形成等の役割を担うことが期待されている。

バングラデシュの中期開発計画である「第7次5ヶ年計画」（2016-2020）では、食品加工産業の振興、バリューチェーンの強化、農業の多様化推進及び園芸作物生産の拡大、食品安全を含む品質管理の導入等を推進するとしている。また、産業省が策定した「国家産業政策2016」（National Industry Policy 2016）では、産業振興を図るべき優先分野として食品加工業を挙げ、品質管理の改善、バリューチェ

ーンの強化等を行うことが示されている。

一方、これまで我が国は、バングラデシュが適正な食料自給率を維持できるよう、農業関連インフラ整備や、生産性の向上及び作物の多様化を目的とした小規模農家向け農業金融事業を支援してきたが、コメの自給率向上やバングラデシュの経済成長、そして今後の発展性を踏まえて、昨今では農産物の高付加価値化や商業化に向けた支援へと協力量針をシフトしつつある。さらに、JICA が実施した「質の高い産業成長と経済発展に向けた開発調査プロジェクト」(2017)において、バングラデシュの経済、雇用、輸出にインパクトを与える成長産業の1つとして食品加工業が取り上げられた。

このような背景のもと、2019年4月から9月にかけて JICA が実施した「バングラデシュ国食品衛生・食品安全にかかる情報収集・確認調査」において、バングラデシュの食品衛生・食品安全に関する現状（関連法制度や実施体制など）や課題を把握するための情報収集を行った。同調査の結果、食品安全行政における BFSA と関係機関の役割分担や実施体制が未だ明確化されていないこと、中央政府と地方政府の間で十分な連携がなされていないこと、現場レベルの立入検査の手法が標準化されておらず、また中央・地方における食品安全立入検査官の能力自体も不十分であること、食品安全立ち入り検査官が収去した食品サンプルを検査する中央・地方の食品検査室の食品検査能力の不足、行政官・メディア・食品安全の当事者である食品事業者・一般市民のそれぞれに向けた啓発活動が十分に実施されていないことなどが課題として指摘された。

「バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」（以下、「本事業」という。）は、バングラデシュが抱える上記の課題、すなわち BFSA と関係機関の不明確な役割分担、中央政府と地方政府の連携不足、食料安全検査官の能力不足や標準化されていない検査手法、食品安全の当事者への不十分な啓発活動の改善等に貢献する案件であり、バングラデシュ国内における食品安全対策意識が高まっている現況、時宜を得た案件であると位置付けられる。

(2) 食品安全分野に対する我が国及び JICA の協力量針と本事業の位置づけ

本事業を通じて食品安全管理体制の向上を支援することにより、食品安全に配慮された質の高い農産物や加工品が生産され、国内外市場での売り上げ増につながることを期待できるため、「対バングラデシュ国別開発協力量針」(2018年2月)における援助重点分野「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」に資するものである。また、本事業は、食品安全管理を通じた疾病の予防という観点で同方針の「社会脆弱性の克服」に資する協力であり、我が国のバングラデシュ援助方針に合致する。

また、食品安全の観点から BFSA の食品安全に関する査察・規制・調整機能

を強化する本事業のアプローチは、「バングラデシュ JICA 国別分析ペーパー」(2019年3月)において課題として分析されている農産物の安全性の確保に資するものであり、JICAのバングラデシュ援助方針に合致する。

持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けては、本事業は、バングラデシュの食品の安全性を確保することを通じて、人々の健康状態が改善することを目標として実施されるため、ゴール2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」への貢献が期待される。

(3) 当該セクターにおける他の援助機関の対応

国際連合食糧農業機関(FAO)及び米国国際開発庁(USAID)は食品安全制度化プロジェクト(技術協力プロジェクト)にて、食品安全法細則の策定・食品安全立ち入り検査官への研修等を実施した(2019年12月で終了)。またFAOは、食品安全改善プロジェクト(技術協力プロジェクト)において、オランダ政府と共同で中央食品安全検査室を設立した。現在、JICAの他に国際農業開発基金(IFAD)も小規模農家・畜産農家への貸付により、ビジネス支援と食品安全を結び付ける案件(借款)を実施中である(2019年12月調印)。IFADによる小規模農家・畜産農家の食品衛生意識の底上げと、JICAによるBFSAの食品安全検査能力の向上の相乗効果により、バングラデシュ国内における食品の安全性向上が見込まれる。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、BFSAの食品安全行政を実施するための食品安全検査の実施・報告に関する管理体制の強化、食品安全監視・監督体制の構築、食品検査室の連携体制の強化、消費者の食品安全に対する意識啓発に向けた活動を通じて、BFSAの食品安全に関する査察・規制・調整機能を強化し、もってバングラデシュにおける食品安全管理体制の向上に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

バングラデシュ全国

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：BFSA職員(本庁、県食品安全官、食品安全立入検査官)

最終受益者：バングラデシュの国民

(4) 総事業費(日本側)

約3.7億円

(5) 事業実施期間

2021年5月～2026年4月(5年間)

(6) 事業実施体制

BFSA

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（ダッカのみで活動予定）（合計約 54.3M/M）
（総括/食品安全管理、食品検査、組織キャパシティー強化、食品安全啓発、業務調整/研修管理）
- ② 本邦研修/第三国研修、現地国内研修
- ③ 活動に必要な最低限の機材
- ④ プロジェクト活動費

2) バングラデシュ側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供（執務スペースと必要機材、プロジェクト実施に必要な資機材）
- ③ ローカルコスト負担（プロジェクト実施に必要な運営費等）

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

円借款「フードバリューチェーン強化事業」（2020年8月L/A調印）では食品関連事業者に対する貸付及び食品安全研修の実施を計画しているが、本事業と連携して研修カリキュラム策定等を行うことも想定している。

2) 他援助機関等の援助活動

FAOはBFSAへの個別支援に加え、バングラデシュの食糧分野に対する全体論的支援（Holistic Approach）を行う計画である。その中で、カウンターパート機関主導で食品安全等の課題解決を測定するためのアウトカム指標の設定を支援する取り組みを予定しており、本事業においてもFAOとの連携のもとで適切な指標設定がなされることが期待される。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本プロジェクトによる環境への影響は発生しない。
- ③ 環境許認可：特になし。
- ④ 汚染対策：特になし。
- ⑤ 自然環境面：特になし。
- ⑥ 社会環境面：特になし。
- ⑦ その他・モニタリング：特になし。

2) 横断的事項：紛争予防配慮の観点から、活動内容の積極的な発信、試行

運用等における選定プロセスの明確化など事業の透明性確保に配慮する。

3) ジェンダー分類：【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由>本事業は、ジェンダー主流化ニーズに関する検討がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに直接資する取組を実施するに至らなかった。

(10) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

バングラデシュにおいて食品安全管理体制が向上する。

[指標・目標値]

- 1) プロジェクト終了3年後時点において、プロジェクト活動を通して得られた根拠に基づいて策定されたBFSA戦略計画(2027-2031)に基づいた取り組みが実施されている。
- 2) プロジェクト終了3年後時点において、食品に起因する健康被害件数がプロジェクト終了年の件数からXX%以上減少している。(注：目標値は協力期間終了半年前までにプロジェクト関係者による協議のうえ決定する。)

(2) プロジェクト目標：

BFSAの食品安全に関する査察・規制・調整機能が強化される。

[指標・目標値]

- 1) 2026年3月までに、プロジェクト活動を通して得られた根拠に基づいて次期戦略計画(2027-2031)の第一ドラフトが完成している。
- 2) プロジェクト開始後、食品安全の向上に関わるアウトカム指標をプロジェクト期間の中間地点までに関係機関と協議のうえ決定する。

(3) 成果

成果1：BFSAの食品安全行政を実施するための食品安全検査の実施・報告に関する管理体制が強化される。

成果2：科学的根拠に基づいた食品安全監視体制・食品事業者の監督体制が構築される。

成果3：食品安全監視に必要な食品検査および検査室連携体制が強化される。

成果4：消費者および食品等事業者の食品安全に対する意識向上および食品等事業者に対するBFSAの食品安全管理指導能力が向上する。

(4) 活動

【成果1】

活動 1-1：BFSAの科学的根拠に基づく計画策定および実施管理能力を強化

する。

活動 1-2：食品安全行政に関わる他セクター関係機関との情報共有・連絡調整体制を促進する。

活動 1-3：県食品安全官主導による県レベルの食品安全査察・規制に関わる他機関との情報共有、連絡調整体制の強化を促進する。

活動 1-4：BFSA 本庁-BFSA 県事務所-食品安全立入検査官間の食品安全に関わる報告・フィードバック体制を構築する。

【成果 2】

活動 2-1：日本や欧米等の標準化された食品安全立入検査の実施方法等に関する情報をレビューする。

活動 2-2：食品安全立入検査官／県食品安全官による立入検査の実態（対象施設、立入検査および食品サンプル収去ガイドライン、調査項目、評価基準、立入検査実施計画、収去した食品サンプルの検査、査察結果のフィードバックおよび指導・フォローアップ、など）をレビューする。

活動 2-3：活動 2-1 および活動 2-2 のレビュー結果を踏まえ、BFSA 主導のもと、食品管理に関わる関係機関や地方自治体等との協議を通じ、特に中小レベルの食品等事業者を対象とした立入検査官／県食品安全官による立入検査業務の標準化に向け、ガイドラインの改訂、各種業務項目に関する標準操作手順書（SOP）の作成、実施計画の改訂、査察結果に基づく指導方法の確立等を行う。

活動 2-4：BFSA および県食品安全官主導のもと、食品管理に関わる関係機関や地方自治体等と協議を行いつつ、立入検査官による立入検査のパフォーマンスに関する支援型監督指導の実施方法を策定する（ガイドラインや SOP の遵守状況確認、指導・フォローアップなど）。

活動 2-5：活動 2-3 および活動 2-4 で策定した立入検査実施方法や運用方法を、主に中小の食品等事業者を対象とした食品安全監視・監督ガイドライン案として取りまとめる。

活動 2-6：選定した XX 県 YY 郡において根拠に基づいて標準化した立入検査を含む食品安全監視・監督体制を試験運用し、必要に応じて上記ガイドラインを改訂・最終化する。（注：試験運用サイトおよび数は、プロジェクト開始後にベースライン調査の結果を踏まえ関係者による協議の上で決定する。）

活動 2-7：BFSA 主導のもと県食品安全官に対するガイドラインに関する研修を実施し、主に中小の食品等事業者を対象とした食品安全監視・監督ガイドラインを全県に適用する。

【成果 3】

活動 3-1：立入検査等で収去した食品サンプルの検査の現状をレビューし、課題等を分析する。

活動 3-2：国内の食品検査に関わる検査機関（ラボ）それぞれについて、所轄官庁、対象食品、検査項目とコスト、実際の稼働状況、所在地、ISO 認定の有無、BFSA 移動式検査室の運用等をレビューする。

活動 3-3：活動 2-1 および活動 2-2、活動 3-1 のレビュー結果を踏まえ、食品安全立入検査で検査すべき食品と検査項目の組み合わせを決定する。

活動 3-4：活動 3-1 のレビュー結果を踏まえ、管区毎およびダッカにおいて検査ごとの検査室（ラボ）へのサンプル移送、依頼、結果報告の手段やタイミング等、収去した食品サンプルの検査体制を決定する。

活動 3-5：各管区において策定した検査体制を試験運用し、必要に応じて改訂・最終化する。

活動 3-6：各管区で最終化された食品検査および検査室連携体制を成果 2 で作成するガイドラインに反映させる。

活動 3-7：BFSA で計画されている食品検査リファレンス検査室の必要性およびスコープを特定する。

【成果 4】

活動 4-1：一般市民の食品安全に対する意識啓発のための介入を行う。

活動 4-2：特に中小の食品等事業者を対象とした食品安全に対する知識、態度、実践啓発のための介入を行う。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・バングラデシュ側プロジェクト実施機関が継続的にプロジェクト活動のための予算措置・人員配置を行う。
- ・保健家族福祉省や農業省、基準検査機構等の BFSA 関係機関から本プロジェクトの活動実施に必要な協力が得られる。
- ・BFSA 本庁および県で、計画された人員配置が完了している。

(2) 外部条件

- ・バングラデシュ政府の食品安全政策に関わる重要性が維持される。
- ・BFSA の食品安全行政に関わる業務分掌が著しく変更されない。
- ・カウンターパートの職員が成果達成に影響を及ぼすほど離職しない。
- ・治安の著しい悪化が見られない。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の教訓

チリ共和国の「食品安全国家プログラム強化プロジェクト」の事後評価では、「チリでは食品安全に関わる機関が3つの省庁に分かれていること、食品安全に関わる機関を調整する食品安全庁（ACHIPIA）が存在すること、食品製造基準（GMP）順守を義務とする食品衛生規定があること、消費者については食品安全に対する意識がまだ立ち遅れていたことを考慮した上で、プロジェクトもしくは本邦研修等を活用し、幅広く食品に関するステークホルダーへの働きかけが出来るようなプロジェクトデザインとなっているとより効果的であった」との教訓が得られている。

(2) 本事業への適用

本事業においても食品安全に関わる関係者は多く、その効果的な連携が目標達成に必要な要素であるとの認識から、上記の教訓を踏まえ、中央レベル、県レベルにおける食品安全に関わる関係機関の連携促進をプロジェクト活動として設定している。また、関係機関の連携促進に加え、食品等事業者や消費者に対する食品安全への意識向上に向けた取り組みも重視し、成果の一つとして組み入れている。

7. 評価結果

本事業は、バングラデシュの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 か月以内	ベースライン調査
事業終了前 6 か月	エンドライン調査
事業終了 3 年後	事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

事業開始以降、6 か月ごとにモニタリングシートを相手国実施機関と協同で作成する。作成にあたっては合同調整委員会（JCC）を活用する。JCC は最低でも年 1 回開催し、活動進捗、成果・目標達成状況の確認、活動実施上の課題の解決策等に関する協議を行う。

以 上